

令和 7 年 第 4 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録	
開 催 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 2 時 7 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲 山 久 夫	出	1 1	鳥 塚 正 実	出
2	小 和 瀬 守	出	1 2	丸 橋 高 記	出
3	吉 田 滋	出		大 久 保 知 明	出
4	福 島 隆 志	出		柴 崎 徹	出
5	井 伊 誠	出		奈 良 和 正	出
6	坂 本 建 治	出		齊 藤 薫	出
7	加 藤 憲 治	出		吉 川 隆	出
8	栗 原 功	出		保 坂 昭	出
9	吉 田 一 行	出		新 井 一 弘	出
1 0	新 井 徹	出		中 島 信 一	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 菅谷順吾
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和7年第4回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第26号から議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第29号から議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第4、議案第32号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、福島隆志委員と井伊誠委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第26号から議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第26号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第26号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は以前から農業に興味があり、数年前から自宅でサクランボ等を栽培しておりましたが、自宅の敷地では手狭に感じていたところ、勤務地に隣接する本申請地が売却希望であることを知り、申請に至ったものです。 なお、申請地でも、サクランボ等の果樹の栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 吉田滋委員。
吉田滋委員	市街地・西部地区担当の吉田と申します。 現地は、大久保推進委員と2名で確認を行いました。 申請内容であります、事務局から説明があったとおりで、当事者とも面接を行い、事情を伺いました。 譲受人については、食への興味から、農作物の栽培に関心がありまして、農業経営につい

	ても、問題ないものと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 27 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 27 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。
	譲受人は以前から農業に興味があり、農地を探していたところ、自宅近くで、売却の希望があり申請に至ったものです。
	なお、申請地では、露地野菜の栽培を行い、将来的には、みかん等の果樹の栽培も行う予定となっております。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。
	説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
鳥塚委員	鳥塚委員。
	鉢形地区の農業委員であります、鳥塚正実と申します。
	4 月 19 日と 21 日には、齊藤推進委員と現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。
	譲受人は、調理師という職業柄、食材に興味を持っており、農地を所有し、農作物を生産したいという希望があったとのことでした。
	申請地は、譲受人の自宅からほど近く、住宅と農地が混在する場所で、購入後の農地の管理についても、周辺環境に迷惑がかからぬよう、家族の協力も得ながら、耕作するというものでありました。
	本件については、特段の問題はないものと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 28 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 28 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。
	譲受人は 2 年前から当町で営農を開始しておりますが、地元の農業者の方からの紹介で、申請地に隣接する住宅を購入できることになり、その購入に伴い、申請地もあわせて購入するため、申請に至ったものです。
	なお、申請地では、引き続き有機農業での露地野菜の栽培を行う予定となっております。

議長 保坂推進委員	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 保坂推進委員。 今市地区の保坂と申します。 4月20日に、吉田農業委員、井伊農業委員と現地確認を行いました。 現地の状況は、休耕地となっていますが、3人での現地調査の結果では、問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第29号から議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第29号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第29号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市の賃貸住宅に家族で在住しておりますが、子供も成長し、賃貸住宅では手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、譲渡人である父から、本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 なお、本申請地については、令和3年10月28日付けで除外手続きが完了しております。 説明は、以上です。
議長 鳥塚委員	この件について、地元委員のご意見を伺います。 鳥塚委員。 鉢形地区の農業委員の鳥塚です。 4月21日に、齊藤推進委員と現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。 譲受人は、譲渡人のご長男で、自己用住宅を建てるため、雑種地1筆を含んだ、4筆で、計

	画しているとのことでした。 この雑種地については、齊藤推進委員が、事務局に確認を取り、令和元年に、払下げされているとのことでした。 内容については、ほかの農地への影響はないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 29 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。
議長 事務局	次の議案第 30 号については、栗原功委員が、関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (栗原委員が退席) それでは、議案第 30 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 30 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、譲渡人の妹で、案内図の下の方を御覧いただきますと、本申請地の北、〇〇番地、宅地とある土地に、譲受人家族の自宅があります。 この自宅敷地内には、譲受人が経営する化粧品代理店とエステサロンの事業所も建っており、事業が順調で客が増え、また、子どもが自動車に乗るようになったことから本申請地を駐車場として利用し始めたとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 5 号によりまして、拡張にかかる部分の敷地の面積が既存敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、本件は、追認事案ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 なお、本申請地につきましては、令和 7 年 1 月 15 日付けで、除外手続きが完了しております。
議長	説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉川推進委員	吉川推進委員。 推進委員の吉川です。 19 日に、坂本農業委員、栗原農業委員と 3 人で、現地調査を行い、ヒアリング等も行いました。 内容については、事務局から説明がありましたとおりで、現地周辺は、住宅と畑が混在し、周囲の農地への影響もほとんどないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長	す。
	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 30 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	議案審議が終了しましたので、栗原委員は、復席してください。
	(栗原委員が復席)
議長	次に議案第 31 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 31 号につきまして、御説明申し上げます。
	別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。
	申請者、譲受人は県内他市で、土建業を営んでおり、申請地は、同じく土建業を営んでいた、譲受人の父が、譲渡人の先代の承諾を得て、資材置場として使用していたとのことですが、父が亡くなったあとも、譲受人が、引き続き借地し、利用していたところ、現在の譲渡人が、申請地を相続した際に、地目が農地のままであることがわかり、適正な手続きを取るため、この度の申請に至ったとのこと。
	なお、譲受人が個人として土地を譲り受け、譲受人が代表を務める法人に貸すという形を取るため、申請目的に貸しがついております。
	本議案の許可要件の該当性ですが、本件は、追認事案ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。
	説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
加藤委員	加藤委員。
	用土地区の農業委員の加藤です。
	去る 19 日に、小和瀬農業委員と中島推進委員と 3 名で現地調査を行いました。
	申請地は、もともと低い土地で、土で埋め立てを行ったようで、現況が原野のような土地です。
	農地として戻しても、活用が難しい土地で、やむを得ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	新井委員。
新井委員	目的に貸しがついていますが、譲渡人が許可を取得し、貸すということでしょうか。
議長	事務局。
事務局	本件については、譲受人が土地を譲り受け、譲受人が代表を務める法人に貸すということになっております。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	議案第 31 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 32 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。 それでは、議案第 32 号について、事務局の説明を求めます。 事務局 議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 32 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、新規で貸借する農地が番号 1 から 7 の 7 筆、現在の耕作者から新たな耕作者に貸す再転貸は番号 8 から 16 の 9 筆で、合計 16 筆、合計面積 18,616 m²です。 そのほかは議案書のとおりです。 本計画は、耕作者の事業規模の拡大のため転貸するものです。 なお、再転貸につきましては、現在の耕作者が営農が難しくなったことによるものです。 説明は、以上です。 議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第 32 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声) 議長 事務局から、何かありますか。 事務局 事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 次回の総会ですが、5 月 27 日、火曜日の、午後 1 時 30 分からお願いしたいと存じます。 もう一度、繰り返しいたします。 5 月 27 日、火曜日の、午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。 以上、よろしく願ひいたします。 議長 それでは、他に無いようですので、令和 7 年第 4 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 事務局 (起立・礼・着席の発声)
--	---

署名委員の決定について議長指名により

福島 隆志 委員 井伊 誠 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年4月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

福 島 隆 志

委 員

井 伊 誠